



道路に面し、倒壊等のおそれがある

# ブロック塀等の撤去

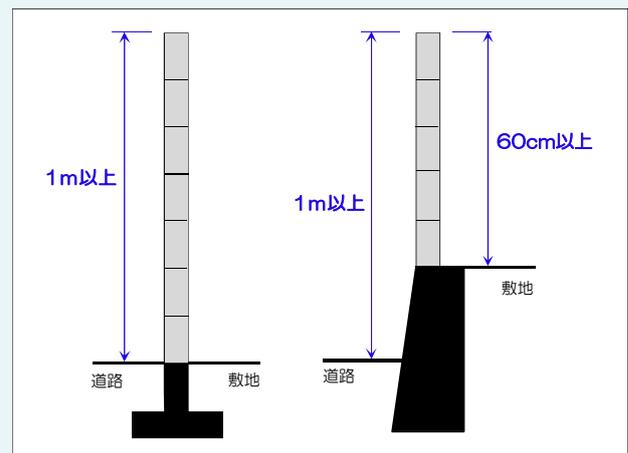
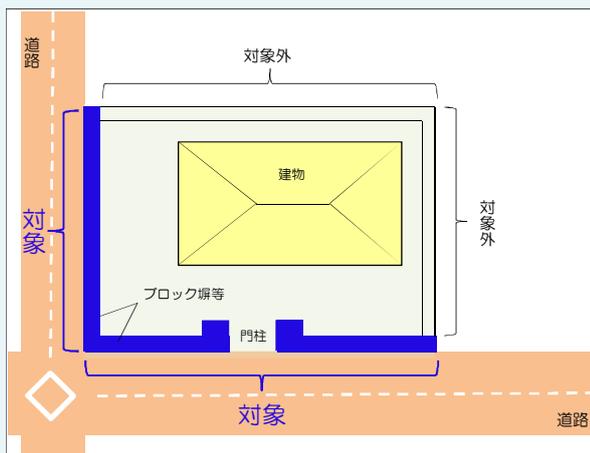
に補助します

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人の被害等を未然に防止するため、道路に面し、倒壊等のおそれがあるブロック塀等の撤去費の一部を補助します。

## 対象となる塀

道路に面する、高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造その他の組積造による塀および門柱

※道路と敷地に高低差のある場合は、道路からの高さが1m以上で、かつ敷地地盤面からの高さが60cm以上



## 対象工事

対象となる塀の撤去（原則全撤去ですが、ブロック1段程度残すことも可とします）

## 対象者

対象となる塀の所有者、または管理者（法人も可）で、市税を滞納していない者

## 補助率

見積額と基準額（1万円/m）のいずれか少ない額の1/2（限度額20万円）

## 交付回数

同一敷地につき1回限り

## 【その他・注意事項】

- ・補助金交付決定前に撤去工事に着手した場合は、対象となりません
- ・ブロック塀等を撤去した敷地に、新たに塀を築造する場合は、法に適合させるとともに適切に維持管理を行ってください
- ・幅員が4m未満の道路に面する場合は、道路幅員を確保するため道路後退が必要となる場合があります

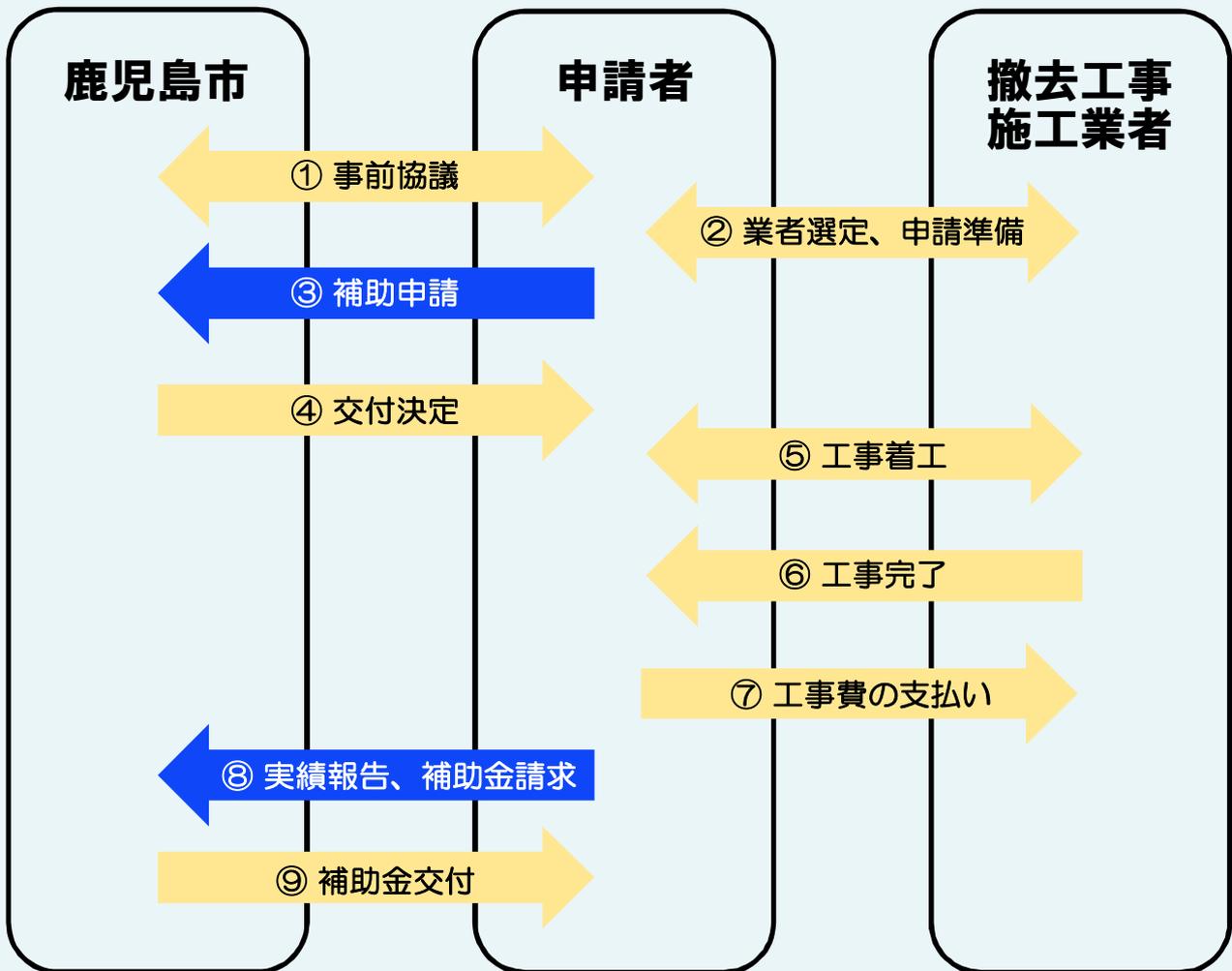
問合せ先

鹿児島市建築指導課(市役所東別館4階)

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389

メール kenshido@city.kagoshima.lg.jp

## 手続きの流れ



### ③ 補助申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 撤去工事費の見積書
- 付近見取図
- 撤去するブロック塀等の位置、延長、高さが分かる図面
- 施工前の状況写真（全景、道路側及び敷地側からの塀）
- 市税の納付状況の確認に関する同意書
- 撤去工事に関する塀所有者の同意書（申請が管理者の場合のみ）

### ⑧ 実績報告、補助金請求に必要な書類

- 補助事業等実績報告書
- 補助金等交付請求書
- 施工中の写真、施工後の状況写真（施工前と同じ箇所での撮影）
- 契約書及び領収書の写し

※書類等は建築指導課や市のホームページで入手できます。

民間ブロック塀撤去補助



適切な維持管理をしましょう！

市ホームページ

ブロック塀等の安全点検



ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責務であり、日頃から異常がないか点検する必要があります。「ブロック塀の点検のチェックポイント」を、市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。